

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人秋田大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するに当たって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人1,352人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

- (1) 国立大学法人島根大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数1,583人)。公表資料によれば、平成25年度の長の年間報酬額は、15,922千円である。なお、平成25年度は特例法に準拠した約10%の給与減額を実施していたため、その減額がない場合は17,514千円と推定される。
- (2) 事務次官年間報酬額…22,652千円

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

- 法人の長 [期末特別手当について、12月期の割合を0.15か月引き上げる改正]
- 理事 [期末特別手当について、12月期の割合を0.15か月引き上げる改正]
- 理事(非常勤) [改定なし]
- 監事 [期末特別手当について、12月期の割合を0.15か月引き上げる改正]
- 監事(非常勤) [非常勤役員手当を日額から月額へ改正]

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,018	千円 12,660	千円 4,513	千円 89 (寒冷地手当) 492 (単身赴任手当)	4月1日		
A理事	千円 13,858	千円 9,950	千円 3,567	千円 89 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	千円 12,913	千円 9,312	千円 3,319	千円 89 (寒冷地手当)	4月1日		
C理事	千円 13,571	千円 9,312	千円 3,319	千円 51 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)	4月1日		
D理事	千円 13,343	千円 9,312	千円 3,319	千円 51 (寒冷地手当) 492 (単身赴任手当)			◇

E理事 (非常勤)	千円 507	千円 507	千円 0	千円 0 ()			
A監事	千円 9,843	千円 7,776	千円 1,851	千円 51 (寒冷地手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,214	千円 2,214	千円 0	千円 0 ()	4月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の学長は、職員数1,352名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、公務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,117千円と比較した場合、約半分となっており、また事務次官の年間給与額22,652千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模大学の長の平成25年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の長の平均報酬15,723千円)と同水準となっている。なお、平成26年度の本学学長の報酬はこれを上回っているが、これは特例法に準拠した給与減額措置を実施した結果であり、各大学共に報酬の約10%が減額されているものと推定され、平成25年度の平均報酬に10%を乗じた場合は17,295千円となり、本学学長の報酬と同程度となる。

こうした職務内容の特性や(他法人等)との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の理事は、職員数1,352名の法人の理事として、その業務を総理する学長を補佐する職務を担っており、また、理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,117千円と比較した場合、約半分となっており、事務次官の年間給与額22,652千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模大学の理事の平成25年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の理事の平均報酬12,285千円)と同水準となっている。なお、平成26年度の本学理事の報酬はこれを上回っているが、これは特例法に準拠した給与減額措置を実施した結果であり、各大学共に報酬の約10%が減額されているものと推定され、平成26年度の平均報酬に10%を乗じた場合は13,513千円となり、本学理事の報酬と同程度となる。

こうした職務内容の特性や(他法人等)との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の理事は、職員数1,352名の法人の非常勤理事として、その業務を総理する学長を補佐する職務を担っている。また、他の同規模大学の非常勤理事の平成25年度の報酬水準(福井大学及び三重大大学の非常勤理事の平均報酬991千円)より下回っている。

こうした職務内容の特性や(他法人等)との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の監事は、職員数1,352名の法人の監事として、本学の保有財産及び理事の業務執行を監査しており、また、他の同規模大学の監事の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大大学の長の平均報酬10,399千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や(他法人等)との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の非常勤監事は、職員数1,352名の法人の非常勤監事として、本学の保有財産及び理事の業務執行を監査しており、また、他の同規模大学の非常勤監事の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大大学の長の平均報酬1,464千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や(他法人等)との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等、民間企業との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
理事 (非常勤)						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事	該当なし
理事 (非常勤)	該当なし
監事	該当なし
監事 (非常勤)	該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしており、今後も継続する予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成26年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人1,352人)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人島根大学…当該法人は、教育・研究事業において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数1,583人)となっている。
- (2) 国家公務員…平成26年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が335,000円となっており、全職員の平均給与月額は344,380円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は、198,293円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、職員の勤務成績に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施している他、平成27年1月1日より、年俸制による業績給を一部の教員に導入した。

業績給については基本的に期末勤勉手当部分を対象としており、給与全体の約30%を占めている。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

国立大学法人秋田大学職員給与規程に則り、本給及び諸手当(管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、業務付加手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、入試手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給+扶養手当+異動保障手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給+異動保障手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に勤勉手当の取扱いに定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、①本給表のベースアップ(0.3月)、②12月期の勤勉手当の支給割合の0.15月引き上げ、③本給の調整額、通勤手当、医師調整手当の増額、④平成27年1月1日における昇給の1号俸抑制を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1135	43.8	6,396	4,753	32	1,643
事務・技術	293	39.7	5,099	3,824	41	1,275
教育職種 (大学教員)	461	48.3	7,954	5,870	25	2,084
医療職種 (病院看護師)	256	40.2	5,116	3,826	28	1,290
教育職種 (附属高校教員)	20	43	6,983	5,232	63	1,751
教育職種 (附属義務教育学校教員)	46	45.5	6,944	5,194	59	1,750
医療職種 (病院医療技術職員)	58	42.2	5,323	3,967	33	1,356
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	3	56.8	12,889	9,401	25	3,488
任期付職員	4	42.5	6,836	5,068	8	1,768
教育職種 (大学教員)	4	42.5	6,836	5,068	8	1,768
再任用職員	9	62.4	3,014	2,560	27	454
事務・技術	9	62.4	3,014	2,560	27	454
非常勤職員	336	31.1	3,701	2,956	34	745
事務・技術	18	42	3,117	2,396	112	721
教育職種 (大学教員)	16	46.5	7,159	5,348	38	1,811
医療職種 (病院医師)	69	33.5	2,782	2,782	22	0
医療職種 (病院看護師)	207	27.3	3,791	2,893	28	898
技能・労務職種	7	46.8	2,475	1,951	25	524
医療職種 (病院医療技術職員)	19	34.1	4,142	3,146	67	996

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:「技能・労務職種」とは、作業員等を示す。

注6:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員及び任期付職員の教育職種(大学教員)以外並びに再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、その他医療職種(看護師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

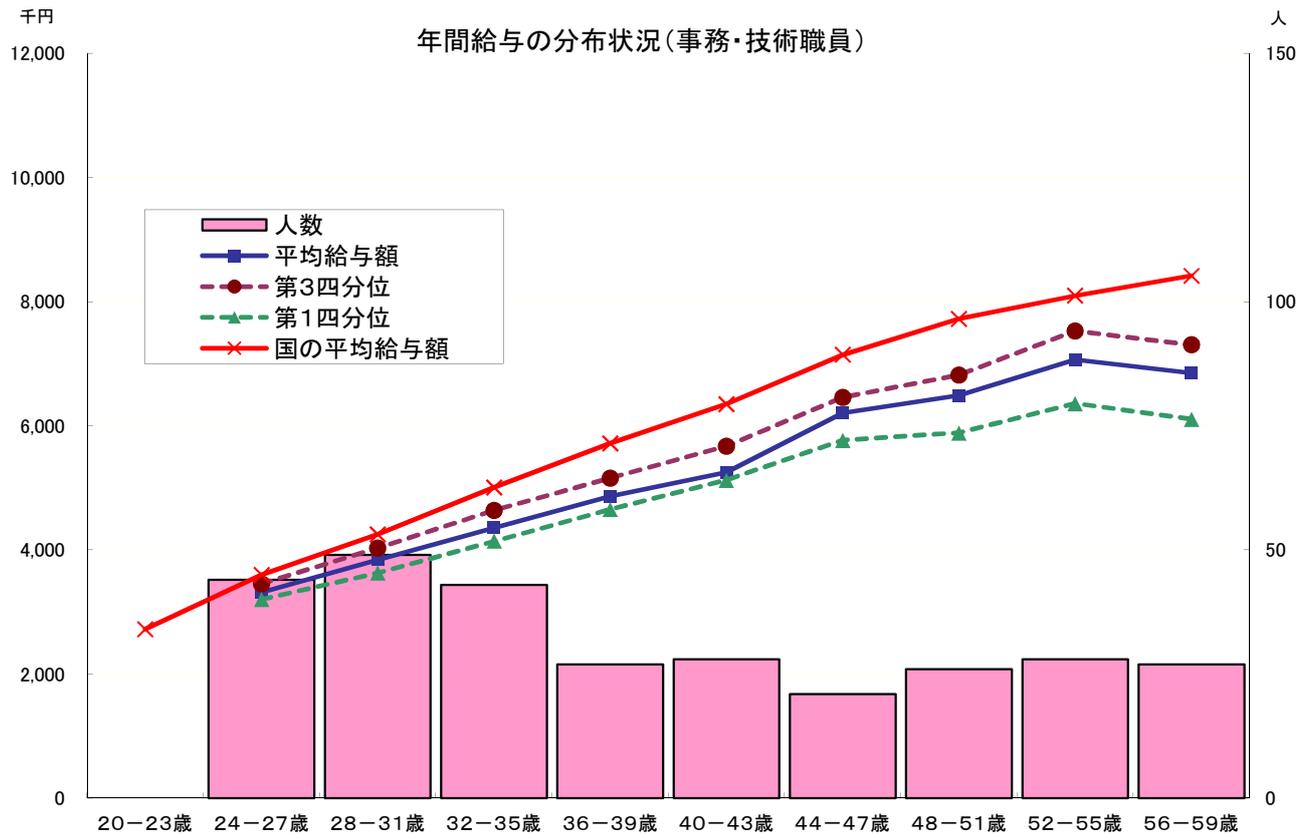
〔年俸制適用者〕

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	22	46.9	6,870	6,870	13	0
事務・技術	2					
医療職種 (病院医師)	2					
教育職種 (大学教員)	18	46.2	7,452	7,452	14	0

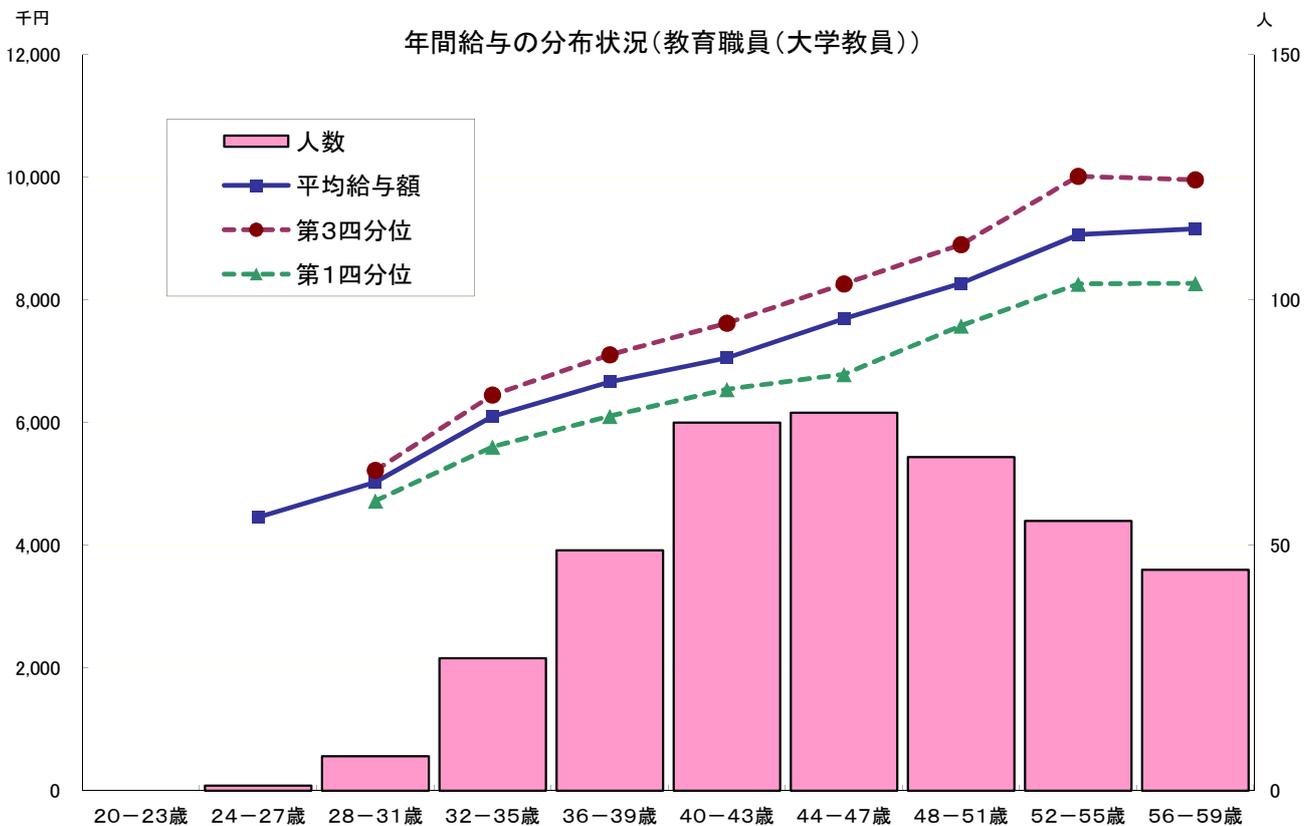
注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員並びに非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

注2:非常勤職員の事務・技術及び医療職種(病院医師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

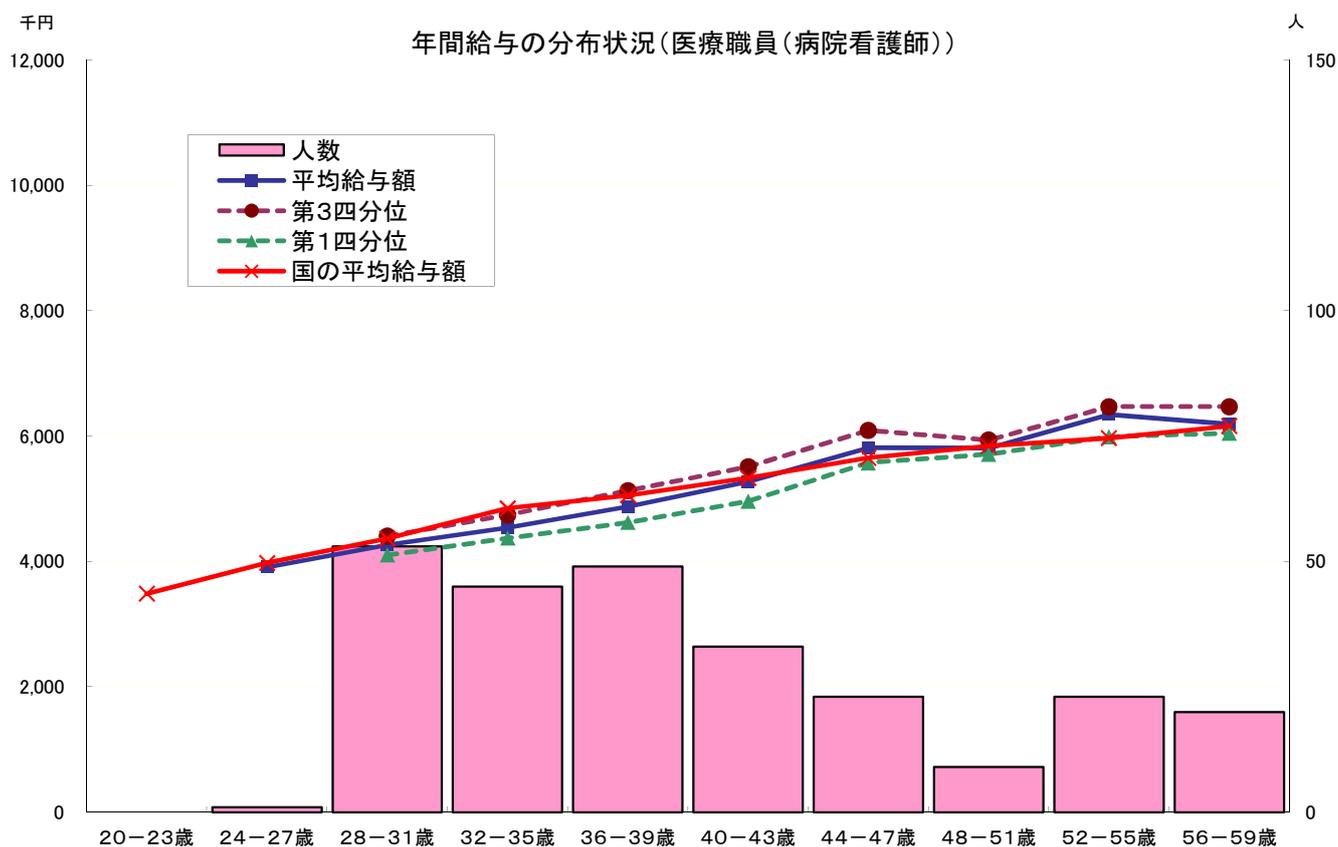
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注:年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	4	54.5	9,603	10,227～8,752
課長	26	53.6	7,787	9,622～6,596
課長補佐	61	49.9	6,219	7,482～4,802
係長	90	39.7	4,975	6,491～3,732
主任	1			
係員	111	30.3	3,683	5,448～2,942

注1: 「部長」には「副理事」を含み、「課長」には「事務長」を含み、「係長」には「主査」を含み、「係員」には「課員」を含む。

注2: 主任の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	153	55.7	9,584	12,149～7,612
准教授	127	48.1	7,899	9,100～6,021
講師	61	43.6	7,223	8,268～5,593
助教	120	41.7	6,210	7,312～4,167

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
看護部長	1	55.5		
副看護部長	4	56.5	6,741	6,865～6,669
看護師長	25	51.5	6,272	6,883～5,416
副看護師長	57	46.5	5,705	6,386～4,667
看護師	168	35.9	4,644	6,157～3,908
准看護師	1	57.5		

注：看護部長及び准看護師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 61.1	% 61.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 38.9	% 38.1
	最高～最低	% 48.7～32.4	% 48.8～34.9	% 47.0～34.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 62.0	% 62.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 38.0	% 37.1
	最高～最低	% 42.2～32.0	% 43.2～34.2	% 42.7～33.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.2	% 59.9	% 60.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.8	% 40.1	% 39.5
	最高～最低	% 42.2～33.6	% 43.2～35.8	% 42.7～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 62.6	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 37.4	% 36.6
	最高～最低	% 42.2～32.5	% 44.1～34.5	% 42.7～33.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	63.8	61.8	62.7
	最高～最低	42.2～31.9	43.2～34.4	42.7～33.5

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 86.2 ・年齢・地域勘案 94.3 ・年齢・学歴勘案 86.2 ・年齢・地域・学歴勘案 94.2 (参考) 対他法人 96.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの支出の割合 34.6%】 (国からの財政支出額:12,035百万円, 予算の総額:34,749百万円:平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成25年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 6.6%(常勤職員数1,135名中75名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 71.5%(常勤職員数1,135名中811名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 56.0%】 (支出総額 15,160,007千円、給与・報酬等支給総額 8,495,011千円:平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員86.2、国からの財政支出の割合が34.6%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>給与水準の比較では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 98.7 ・年齢・地域勘案 101.2 ・年齢・学歴勘案 98.0 ・年齢・地域・学歴勘案 100.1 (参考) 対他法人 97.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの支出の割合 34.6%】 (国からの財政支出額:12,035百万円, 予算の総額:34,749百万円:平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成25年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 6.6%(常勤職員数1,135名中75名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 71.5%(常勤職員数1,135名中811名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 56.0%】 (支出総額 15,160,007千円、給与・報酬等支給総額 8,495,011千円:平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員98.7、国からの財政支出の割合が34.6%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.4

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給, 独身)
月額174,200円 年間給与2,623,000円
- 35歳(主査, 配偶者・子1人)
月額256,400円 年間給与4,532,000円
- 45歳(総括主査, 配偶者・子2人)
月額338,800円 年間給与6,031,000円

教育職員

- 27歳(博士課程修了初任給, 独身)
月額282,800円 年間給与4,308,000円
- 37歳(講師, 配偶者・子1人)
月額373,400円 年間給与6,944,000円
- 47歳(准教授, 配偶者・子2人)
月額431,700円 年間給与7,997,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学では平成27年1月1日から年俸制の導入に際し業績給を導入した。業績給は賞与及び退職手当差額相当額の一部を含むものとし、基本給と7対3の割合になるように設定し、毎年度業績評価審査を実施し、評価結果を業績給に適切に反映する仕組みとしている。

業績給を導入する対象については教育職員(大学教員)とし、今後一定人数まで拡大する予定である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,912,616	千円 8,910,515	千円 8,632,280	千円 8,495,011	千円 8,979,471	千円
退職手当支給額 (B)	千円 797,234	千円 833,682	千円 942,209	千円 1,244,372	千円 925,443	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,957,990	千円 3,358,985	千円 3,497,989	千円 3,786,677	千円 4,016,758	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,420,782	千円 1,520,068	千円 1,575,889	千円 1,633,945	千円 1,730,416	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,088,625	千円 14,623,250	千円 14,648,369	千円 15,160,007	千円 15,652,088	千円

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:最広義人件費については千円未満切り捨てのため、各項目の合計額とは必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

①総人件費の増減について

- (1)「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が5.7%増となった要因として、特例法に基づく国家公務員の給与見直しを終了したことが主要な要因である。
- (2)「退職手当支給額」の対前年度比が25.6%減となった主要因として、役員の任期満了の減である。前年度の役員の任期満了が5人に対し、今年度は0人である。
- (3)「非常勤役職員等給与」の対前年度比が6.1%増となった要因としては、病院収入による職員数の増加が考えられる。前年度の病院収入職員のうち看護師については、今年度は約6人増加している。
- (4)「福利厚生費」の前年度比が5.9%増となった要因としては、特例法に基づく国家公務員の給与見直しを終了したためである。

② 国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員については、平成25年3月27日から、職員については平成25年2月1日から以下の措置を講ずることとした。

(1)役員に関する講じた措置の概要

在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合に100分の87を乗じて得た割合とした。ただし、経過措置として「100分の87」を平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とした。

(2)職員に関する講じた措置の概要

退職手当の基本額に100分の87を乗じて得た額を退職手当の基本額とした。ただし、経過措置として「100分の87」を平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とした。

Ⅳ その他

特になし